

國學院大學學術情報リポジトリ

足利義輝期幕府女房衆と永禄の変：
春日局と小侍従局を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木下, 昌規, Kinoshita, Masaki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000972

足利義輝期幕府女房衆と永禄の変

—春日局と小侍従局を中心に—

木下 昌規

要旨

近年研究が進展する戦国期足利將軍の権力構造解明のため、第十三代將軍足利義輝期の幕府女房衆、特に乳人春日局と側室小侍従局に注目した。

第一章では春日局の幕府内での立場と役割、さらに將軍生母慶寿院との関係を検討した。春日局は「内々」の取次のほか、將軍に代わり案件を処理することもあり、義輝政權の側近女房衆としてあった。これは「足利—近衛体制」に対立する存在ではなく、その縁戚から、むしろその一員としてあったことを指摘した。

次に第二章では小侍従局について検討した。彼女は將軍側室として女子を出産したほか、義輝の側で殿中での取次のほか、大名との取次にも関与した可能性があった。一方、義輝御台所近衛氏は、側室である小侍従局とは対照的に政權内での存在感は希薄であったことを指摘したが、「足利—近衛体制」を否定するものではなかった。

第三章では永禄の変における女房衆の去就について検討した。変では春日局が生存したのに対し、小侍従局は意図的に三好氏により殺害された。ここから、単純に政治的影響力の有無が三好氏の襲撃・殺害の有無に関係したわけではないこと、小侍従局殺害について父とされる進士晴舎の存在をあげ、「義輝—小侍従—晴舎—三好氏」の義輝・三好氏交渉ラインの存在と、そのラインでのトラブルが殺害の要因となった可能性を指摘した。

最後に本稿のまとめとして、義輝期の女房衆は戦国期の幕府女房衆の役割の同一線上にあり、戦国期幕府女房衆の政權内での政治的重要性を指摘した。

【キーワード】 足利義輝

幕府女房衆

春日局

小侍従局

永禄の変

はじめに

近年、戦国期室町幕府・將軍権力に対する研究が注目され様々な成果が出されている。この時期の幕府・將軍をどのように評価するのは、中近世移行期における「征夷大將軍」・「幕府」とは何だったのか、また「足利家の権威」の問題などにも連動する。

戦国期の將軍家は幾度か危機的状況が発生するが、特に第十三代足利義輝期は三好氏の台頭により將軍権力の危機をむかえる時期と評価してよいだろう。永祿八年（一五六五）五月十九日に義輝（はじめ、義藤、本稿では義輝に統一する）が三好義繼、松永久通らに襲撃されて自害した事件（所謂「永祿の変（政変）」が象徴的であろう。このような義輝政権については、様々な論点があるが、論者は、そのような課題を踏まえて、義輝の研究史を整理し、さらに義輝研究の課題を述べた^①。現状では義輝権力の研究は途上で、その評価はまだ確定できない。そのようななかで、最近山田康弘氏が戦国期の室町幕府存続の要因について、義輝と三好氏との関係から検討されており、その成果が目されよう^②。

論者は、そのなかで義輝研究の課題の一つとして將軍権力を支えた存在である側近についても言及し、研究対象としての有効性を指摘した。義輝期の場合、側近の動向が義輝の政策や三好氏との関係にも影響していた。それらの側近には、將軍直臣（奉公衆・奉行衆など）のみならず、將軍家内部の女房衆も含められる。そもそも將軍権力は將軍個人で貫徹できるものではなく、それを支える側近が不可欠だからである。

そこで、本稿では、義輝の権力実態理解のために側近衆、特に幕府女房衆の動向に注目していきたい。幕府女房衆の研究については、足利義政期を検討された鈴木智子氏、野田泰三氏、次いで義輝の前段階である義晴期の女房衆を

検討された設楽薫氏、羽田聡氏がいる。⁽³⁾ 義輝期に続く足利義昭期についても、西島太郎氏による研究や拙稿などがある。⁽⁴⁾ さらに、女房衆や將軍乳人については田端泰子氏の成果も挙げられよう。⁽⁵⁾ 公武の女房衆には大上臈・小上臈・中臈・下臈などの身分を示す臈次があり、それぞれ序列に対応した局名があった。特に女房衆のなかでも將軍乳人や中臈が政務運営で大きな役割があったことが先行研究でも指摘されており、前述の羽田氏は彼女らについて、「將軍の意向が色濃く反映され、その動向に左右される側近衆的な要素が強いのではないか」と評価された。このように將軍の意志決定との関わりで女房衆の役割が看過出来ないことが想定されるだけでなく、義晴・義昭期と長期的な幕府女房衆像を示すことも可能になろう。女房衆ではないが、義晴御台所で義輝生母である慶寿院については、小谷量子氏がその権力や將軍家での立場について詳細に検討されている。⁽⁶⁾ 個別の女房衆については、設楽氏が検討された義昭期の佐子局（＝清光院、上臈）や義晴乳人である宮内卿局（中臈）の活躍が確認されるほか、最後の義昭期には義昭乳人である大藏卿局（中臈）の活躍も確認できる。彼女らは將軍側近の女房として、殿中での取次や將軍の意志伝達などを行うことで、將軍権力の補佐的役割を担っていたと評価されている。

義輝期の女房衆を上臈から下臈まで管見の限り確認すると、次の一八名検出される【表1】。

彼女らには慶寿院付、御台所付の女房も含まれる。論者は前述の研究史整理のなかで、義輝期の女房衆のうち、義輝乳人春日局と側室小侍従局が特に注目される存在として紹介したものの、具体的な検討はしなかった。義輝期の女房衆については、前述の田辺氏や菅原正子氏が日野家との関係から義輝乳人の春日局を検討しているほか、平山敏治郎氏が室町期の春日局から義輝乳人の春日局を叙述したのみであり、義輝政権内での位置づけは特に注目されてこなかった。菅原氏の研究は日野家が主眼であり、春日局の幕府内での立場や役割については特に検討していない。従来

【表】足利義輝期の幕府女房衆

女房名	臈次	備考1	備考2	主な出典
1 あかか	下臈?	女房か		『言繼卿記』
2 あこ	下臈	慶寿院付	永禄8年5月24日死去	『言繼卿記』
3 いちやの局		慶寿院付		『言繼卿記』
4 いま	小上臈	慶寿院付	「今参局」、「今乳人」?	『大友家文書録』
5 今乳人局	中臈力	慶寿院殿今乳人、鹿苑院周湯御乳人		『言繼卿記』
6 春日局	中臈	義輝乳人	はじめ「御乳人局」、天文21年ころ「左衛門督局」、弘治3年以降「春日局」に、摂津元造猶子、日野晴光室、義輝死後に陽春院	『言繼卿記』『尊卑分脈』
7 宮内卿局	中臈	第12代將軍足利義晴乳人	義晴死後に出家も、なお義輝に祇候	『言繼卿記』
8 小宰相局	中臈	慶寿院付	五条妹	『言繼卿記』
9 小侍従局	中臈	義輝側室	進士晴舎娘、義輝の女子2人を出産	『言繼卿記』
10 小少将局	中臈		堀川局姉	『言繼卿記』
11 左衛門督局	中臈		摂津氏の出身か、春日局とは別人	『堀川家文書』『言繼卿記』
12 御さこ(さ五)の局	上臈		大館氏出身か、	『言繼卿記』
13 新宰相局	中臈	慶寿院付力		『言繼卿記』
14 茶々局	上臈	御台付	白川雅業娘	『言繼卿記』
15 西向局	?		実在については要検討	『室町殿日記』
16 堀川局	中臈	御台付	小少将局妹	『言繼卿記』
17 某	上臈	慶寿院付	畠山上野介(種元力)猶子、真下式部少輔女、永禄8年5月21日自害、「いま」と同一	『言繼卿記』
18 某	?		栗室頼継女	『尊卑分脈』

の役割が指摘されていることから、本稿で検討する意義はあろう。一次史料から活動が顕著に確認される女房衆は春日局と小侍従局の両名であるため、彼女らを中心として、女房衆の義輝期における政治的役割や立場を検討し、さらに女房衆と義輝政権の終焉である永禄の変との関連についても考察を加えていきたい。

一、義輝と春日局

春日局は天文五年（一五三六）に第十二代將軍足利義晴の嫡男として誕生した義輝の乳人で、臈次は中臈である。『尊卑分脈』などによれば、春日局は昵近公家衆日野晴光の室であり、義晴期の内談衆摂津元造の養女となっていた人物である。実際の出自は不詳であるが、公家の室となっている点や、内談衆の養女となり、奥向きに入り將軍継嗣の乳人となった点などから、一程度の家格の出身者と思しい。天文年間の『大館常興日記』には「馬御乳人」が登場するが、彼女と同一と理解すれば、

「馬」から細川典厩家に関わる出自であった可能性はある。少なくとも乳人に求められる教育者としての面、教養も持ち合わせていたと思われる。なお、『兼右卿記』永禄七年正月二十四日条には、「春日局母之忌中、五旬未満四五日以祓可宥申之」と見え、春日局の母が永禄六年末に死去していたことが確認される。没年については、『多聞院日記』天正十二年七月十七日条に、「去十二日、春日ノ局ト云、七十二才トヤラン、東林院ノママ母有徳ノ人也、死去ノ故」と見え、同十二日に七十二歳で没したことが判明する。年齢を逆算すれば永正十年（一五一三）の誕生となるう。

春日局が義輝乳人となった背景は、小谷氏も指摘されるように、第一に当時の日野家と近衛家との血縁によるものである。慶寿院の義母で近衛尚通室維子は、徳大寺実淳の娘で、維子の弟の一人が日野家を継ぎ、更にその子が晴光であった所縁（維子の甥、慶寿院の従兄弟）によるものと思われる。¹⁰さらに、晴光との息である晴資は天文二十年に十六歳で没しているため、生年は義輝と同じ天文五年となる。このことから、乳幼児を抱える点も更に考慮されて春日局が義輝乳人として選ばれたのであろう。

幕府での局名は、はじめ「乳人局」、のち「左衛門督局」、菅原氏によれば弘治三年以降に「春日局」となったという¹¹（本稿では春日局に統一する）。そもそも「春日局」は義輝乳人に限定される局名ではなく、室町幕府においては、主に摂津氏に出自を持つか、その養女となった中臈の局名であり、義満期以来複数名存在している。

本稿の春日局は義輝乳人であるが、小谷氏によれば、義輝は生母慶寿院が手元で養育とも指摘されており、それを踏まえれば慶寿院と春日局が共同的に義輝の養育を行っていたと思われる。本来將軍継嗣は政所伊勢氏が養育するが、義輝の場合、当時伊勢邸が將軍の仮御所であったこともあり、慶寿院が直接養育したという。¹⁴

義輝乳人としては義輝誕生以前、天文四年十一月十七日の御着帯始の儀には、すでに「御乳人」として登場してお

り、義輝誕生以前にはすでに乳人としてあった。⁽¹⁵⁾ 誕生の翌年の天文六年正月の参内始には若公の隨身として見える。⁽¹⁶⁾

また、永禄の変の際には、將軍御所内で「慶寿院殿御殿」と並んで「春日殿」が焼失しており、御所内に御殿を構えていたことが確認できるほか、その際に受難死している内衆が確認され、將軍家内で半独立的な生計をしていたことが確認される。⁽¹⁷⁾

次に春日局の幕府内での活動を史料より検証していく。

(一) 春日局の活動と役割

① 山科家地子錢徴収

天文二十一年二月に柳原地子錢について総持院内寿正軒内の定使と侍従が三好被官を使役し、公家衆の山科言繼邸に譴責を行う事件が発生した。『言繼卿記』天文二十一年二月十七日条)。この一件につき、以下『言繼卿記』をもとにその経緯と春日局の役割について検討していく。

事件は二月十七日に発生した(同日条)。総持院側の行為に対して被害者である言繼は抗議を行い、その後総持院宛に朝廷の女房奉書が出された(二月十九日条)。総持院側は女房奉書発給という事態について、言繼に抗議をしたが(二月二十二日条)、総持院側は、言繼が義輝を、「御わか^(若)」いとして、幕府ではなく女房奉書に頼ったと非難したのである(同日条所収総持院消息写)。言繼はこの総持院側からの非難に対して総持院宛に披露状を発給してさらに反論した(同日条)。言繼は義輝を「御わか」いから頼らなかつたのではなく、さらに女房奉書が発給されたことも知らなかつたと弁明したのである。

事件解決のために言繼は、「内々武家へ申入度之間、大樹御乳人へ入魂之儀申候」と春日局に義輝への披露を依頼

した（三月一日条）。言継は同三日には幕府奉行衆で当時侍所の事実上の長である開闔松田盛秀を通して訴状を提出しており、盛秀からは義輝へ披露する旨の返答を得て（七日条）、幕府による公的な解決を期待した。次いで近衛植家にも、「内々御取合奉頼之由」を申し入れると（三月十六日条）、植家はこの事件を「言語不可説」として、「則御台へ可被申入」と返答している。

このように、言継は奉行衆を通した公的な対応と、春日局や近衛植家などを通した非公式の「内々」の両方のルートよりこの問題の解決を期待した。その後十八日の段階でも盛秀は義輝にこの案件を披露せずにいたが、その後、春日局は使者として幕府奉行衆の飯尾盛就を言継に派遣し、言継に「中分」を提案した（三月二十日条、以下同）。それに対して言継は「不失面目之様候者、可同心申之由返答」し、案件について妥協する姿勢を示した。春日局は、この案件をもし義輝に披露したら、「可有御成敗、余不可然」として、「御乳人可被請御恩間、拙者可堪忍」と、將軍を介した公的な処理でなく、春日局の名前で和解を求めた。言継はそれに同意して、「然者其段御乳人書状可調給候」と春日局の書状を求め、侍所開闔が定使の家を検封するよう仰せ付けてくれるように返答した。

しかし、実際に検封を行ったのは侍所開闔ではなく、大館晴光と飯尾盛就であった。その理由は「上意無御存知之間、不可為開闔」というものであった（同二十二日条）。

前述の近衛植家の返答から、この案件は慶寿院が背後で判断した可能性も否定できないが、春日局はこの一件について、総持院に配慮して、「さしうてかましく思ひまいらせ候ながらも（中略）申事にて候」（三月二十五日条所収御乳人局消息写）と、局個人の判断であったことを述べていることは注目されよう。

春日局はこの一件を一切義輝に披露せずに基本的に局個人の判断で処理しており、これは乳人の権限を超越したものと理解できる。ここで春日局は義輝を通さない非公式な「内々」の案件として処理を行っているが、これは従来

指摘されるように、女房衆が幕府公的な面ではなく、非公式な面での活動を担っていた点と共通する。しかし、言継は、「内々武家へ申入度」と義輝への嘆願について春日局に申し入れていたことや、正式な提訴として奉行衆に訴状を提出するなど、本来は幕府（または義輝）による公的な裁定を期待して春日局に内々の依頼をしていた。このことは、検封に侍所開闔の派遣を依頼した点からも窺える。つまり、言継は幕府の公的な対応を得る手段として春日局の義輝への仲介を頼ったのであり、春日局による内々の判断のみで案件処理を期待したわけではなかったことは留意される。言継の目的に対して、春日局は幕府としての公的な解決ではなく、「内々」で中分を行うという独自の判断でこの問題に対応し、言継もそれに妥協したのであった。⁽¹⁸⁾ なお、この際に義晴乳人であった宮内卿局も関与しているが、宮内卿局は義晴没後も將軍家の内々の意志伝達を担っていたのである。⁽¹⁹⁾

ここで、春日局が義輝による公的な解決ではなく、内々による中分を行った目的をどのように評価するべきであろうか。春日局による中分は各方面に配慮したものであったが、これは春日局が義輝に披露された場合、義輝の裁定によつては幕府侍所による公式な検断を行わざる得ないことに對して、その可能性を生じさせないための判断したものであったといえる。総持院側からの働きかけもあつた可能性は否定できないが、これは総持院側の面目に配慮したものであろう。言継の訴状を受け取つた松田盛秀が義輝にすぐに披露をしなかつたのは、その後の行動から春日局が披露を差し止めていたものと理解できる。春日局の目的は当事者の総持院と言継の両者に配慮しながら、それぞれの妥協点を示して中分を行うことで、両者の一方が面目を失うことがないようにするためであつた。これは義輝がこの案件を裁定した場合、若年で両者に配慮した政治的判断ができないと、春日局が判断したためとも評価できる。

さらにこの一件は、春日局が義輝への訴訟の披露を事前に確認することが可能であつたことを示している。つまり、義輝への訴訟の披露の前段階で介入することが可能であり、春日局の政治的役割を示した具体的な事例として注

目されるのである。

このような「内々」の事例は義輝期に限定されることなく、義晴期においても同様であった。言継は義晴期においても、義晴乳人宮内卿局に対して内々の問い合わせなどを行っており、奥向きでの女房衆に期待された役割であったといえる。⁽²⁰⁾

②日野家家督継承問題

春日局は、義輝乳人であるのと同時に、昵近公家衆日野晴光の室でもあった。春日局が日野家の室となったのが何時かは不明であるが、息晴資の誕生年から、天文初期であろう。前述のように、当時の日野家は將軍家外戚となった近衛家の遠戚でもあった。

日野家室としての春日局については、菅原氏の研究に詳しい。日野家は天文二十四年に当主晴光が死去して以降、断絶状態であったため、春日局が後家として家領を管理していた。幕府より弘治三年（一五五七）には家領の安堵がなされているが、この時点では義輝は近江の朽木に動座しており、春日局もそれに供奉していたと思われるから、京都を不在とするなかで、家領の維持を図ったのであろう。

しかし、同年中に家督継承に関して三好長慶が飛鳥井雅綱の子を推挙して、日野家の家督に介入した。⁽²²⁾時期から判断すれば、これは後家である春日局に相談があった可能性はない。結果的には、後家である春日局に対して次の義輝御内書が発給され、家督問題は解消された。

【史料一】

日野家あとの事、あすか井大納言そく存すへきよし、他門としてさうそくの段、そのれいなく候、然者従先々有様の上あひはからい、広橋大納言息とり立候はんよし、可然候、いよく家領以下それにしんたい候て、奉公させ

(跡)

(飛鳥井)

(雅綱)

(相統)

(國光)

(進退)

られ候はん事かんようにて候、かしく、

（永禄二年）
四月廿三日 御判

春日局⁽²³⁾

すなわち、日野家の家督について、他門よりの相続の先例はないとして、同じ日野流の広橋家の息を家督とすること、もつともであり、家領以下の進退と今後の奉公を説いている。ここで、広橋息を「とり立候はんよし」との主体は春日局であろう。三好氏の介入により日野家家督のみならず、家領を失う可能性がでた春日局が義輝にこの旨を嘆願したものと思われる。

広橋息は義輝の偏諱を得て、輝資となる。この輝資の家督継承後、春日局は日野家当主の後見としての活動を行っている。『言継卿記』永禄七年十二月十二日条によれば、「自春日局為日野番代料米二石被渡之」と、幼年の輝資に代わり禁裏小番の番代料を春日局が差配していることが確認されほか、『お湯殿の上の日記』同年七月二十二日条には、六月会の勅使を烏丸光宣より日野輝資に与奪することについて、春日局に確認を行っている記事が確認できる。さらに、同年七月十日条によれば、輝資との同居も確認される。

つまり、春日局は永禄年間には將軍乳人と日野家後家で輝資の後見という両面の立場があったことが理解される。

③日吉礼拝講での談合

義輝帰洛後の永禄年間の春日局の立場・権限について次の事例から確認する。永禄五年十一月に近江日吉社で新礼拝講が興行された。以下「新礼拝講之記」⁽²⁴⁾の記述から見る。

同年七月二十一日に叡山側からの担当者である、円明房兼祐が上洛したが、上洛後、兼祐は「仍春日御局へ、様体ども御談合」と、春日局とまず談合を行っている。次いで、翌日には「円明 御対面有之、扱上野民部大輔信孝、美

作守晴舍(進士)兩人を被召出、於殿中御局御談合」と、兼祐が將軍御所に赴き、春日局において、義輝によつて召された上野信孝、進士晴舍とともに談合していることが確認される。

さらに、春日局は、「御服以下は、從春日御局御調進候也」と、御服の調進を行っているほか、「御礼拝講記者、(略)此分相調、春日殿御局進上之仕候也、此外書状正文并案文以下之証跡共、以撰津殿春日殿江悉進覽之候」と、礼拝講に関する書状・案文を政所頭人撰津晴門を介して義輝に進覽しており、この興行において幕府内で中心的な役割を果たしていた。

このように春日局は、殿中で將軍側近らと談合に加わり、諸事を差配、統括するなど、永禄年間においても奥向きの実務も担っており、輝資の養育と並行的に、幕府内の実務を行っていたことが確認される。

(二) 慶寿院との関係

① 乳人と生母

春日局と義晴御台所で義輝生母である慶寿院との関係はどのようなものであったのか。

慶寿院は近衛尚通娘で、関白近衛植家の妹である。慶寿院が將軍の御台所となったことで、將軍家と撰閑家の近衛家は婚姻関係となった。さらに、慶寿院が義輝・義昭を出産したことで、近衛家は將軍外戚の地位も得ることになった。そのなかで近衛家一門が公武関係や対大名交渉などで、將軍の側近として活動を支えたのである。⁽²⁵⁾このような近衛一門が將軍家を支える体制を踏まえて、黒嶋敏氏は当該期の將軍家と近衛家の関係を「足利―近衛体制」と評価した。⁽²⁶⁾

そのなかで、慶寿院もその一員としてあった。天文十九年に義晴が薨去する前後より、將軍家の家長代行として

あったことが桑山浩然氏に指摘されている⁽²⁷⁾。また、義晴薨去後は義輝の後見役であり、政治的な介入も見られることが小谷氏によって指摘されている⁽²⁸⁾。將軍生母として幼年の將軍を後見することは、御台所ではないものの足利義政生母日野重子などにも確認される事例であり、その点では生母慶寿院も同様な立場であったといえる。さらに明応の政変の際に、義政の御台所で義尚の生母、当時は將軍家の後家という立場であった日野富子の影響力があったことが指摘されるように、將軍家後家の政治的立場は看過できないものである。慶寿院は義晴死後は、前將軍の御台所、現將軍の生母という二重の立場を持ち、かつての日野富子と同列の存在であった。

義政期の今参局は將軍生母日野重子とは対立関係となり、その後追放され没落したことは周知される。そのなかで、將軍生母である慶寿院と乳人春日局とはどのような関係性があり、どのような役割が分担されていたのか。少なくとも春日局は義輝の死まで乳人としてあり、義輝を支える女性の一人であったことは相違ない。また、慶寿院が義輝の養育に直接関わっていたことは前述のように小谷氏が指摘されているが、それを踏まえれば、生母と乳人による共同的な養育がなされていたことが想定されよう。

②慶寿院への取次

次に、両者の関係性について、具体的な事例である取次行為からみる。

義晴期において、内談衆の日行事に対して、「上様より御ちの人して」命令をするなど、御乳人が慶寿院の指示を伝達する場面が複数回確認される⁽³¹⁾。これは春日局が慶寿院に近侍していたことを示しているのと同時に、慶寿院と春日局が共同して義輝の養育を行っていたことも示すものであろう。

義晴死後の義輝においても、同様に慶寿院への取次が確認される。『言継卿記』天文二十一年八月十二日条では、言継は率分のついで三好長慶宛の慶寿院の御書を求めたが、言継はその依頼を春日局に行っている。ここで言継は慶

寿院の將軍家の後見役としての影響力に期待したものであったのであろうが、春日局は取次として役割を担っていた。

これは、義輝がまだ十代であったころに限定されたものではなく、春日局が慶寿院の意向を取り次ぐことは次の永禄年間の事例にも確認できる。

また、永禄四年三月に三好義長亭へ義輝が御成した後、慶寿院に対して奉行衆が御成に参勤するか否かについて、慶寿院より伊勢貞孝に諮問が行われた。この際に慶寿院の意志伝達を伊勢方に行ったのは春日局であった。⁽³²⁾この際に注目されることは、「春日殿文」として、春日局が慶寿院の奉書を発給していることである。春日局は慶寿院よりの意志伝達を継続して行なっており、永禄年間も慶寿院と近い立場であったことは相違ない。そのような春日局の活動から見れば、日野家は御台所を輩出しなくとも、乳人としての立場で、將軍家との関係を継続していたとも評価できる。

このように、義輝期における將軍生母と乳人との関係性は、基本的には緊張関係をはらんだものではなく、良好な協力関係にあったと評価できよう。

③その他の女房との関係

その他の女房衆の事例について見ると、慶寿院付きの女中と思しき「あこ」「いちやの局」「いま（今参局カ）」のほか、「小宰相局」、永禄の変後に殉死した小上臈の「畠山植元養女」などがいる【表一】。このうち、「いま」が永禄二年に慶寿院の奉書を発給しているほかは、春日局のように顕著な活動は史料より確認されない。

また、永禄年間に左衛門督局が確認される。⁽³³⁾「左衛門督局」の局名は春日局が呼称していたものであり、本来は摂津氏に關係する女房の局名であるため、春日局の後継的立場の女房と目される。天正年間の義昭のもとに春日局が近

侍していたことが知られるが、年代からこの左衛門督局の後身の可能性が高いであろう。なお、慶寿院にも乳人がおり、「大乳人」と呼称されていた。⁽³⁵⁾ここで慶寿院の取次をしていた義晴期の「乳人局」は慶寿院の乳人であった可能性も否定できないが、春日局が慶寿院の取次を行っていたことは相違ない。

小結

義晴期には春日局の政治的な活動は前述の慶寿院の取次以外に確認されない。これは春日局には義晴期、また將軍家を継承する以前の義輝幼年期には義輝の政治的後見役がそもそも期待されていなかったことがあろう。つまり、春日局は生母慶寿院の補佐的役割と、義輝を共同的に養育することが期待されていたといえよう。その後、義晴が天文十九年に没し、幼年の義輝が將軍家の当主となったことで、春日局には政治的な後見・補佐も期待されるようになった。そこで、春日局は周囲に配慮を加えながら、問題の処理にあたった。当時の日野家自体が近衛家と遠戚にあることから、広義の意味で春日局は「足利―近衛体制」の一員、もしくはそれを補完する存在であったといえよう。

また、すでに明らかにになっているように、このような乳人の活躍は前代義晴乳人宮内卿局や義昭乳人大藏卿局などの事例からも確認される。つまり、幕府の奥向きにおける乳人の政治的影響力については、室町期より戦国期にかけても継続的に確認されるものであり、春日局もこの同一線上に存在するものであったと評価できよう。しかし、義晴期や義昭期には生母自体が不在であり、乳人と生母の関係性については両期では単純な比較はできないことは留意される。

二、義輝と小侍従局

小侍従局の臈次は中臈であり、義輝の女子を永禄七年二月二十四日、同八年四月十七日の二度にわたって出産しているため、⁽³⁶⁾義輝側室と理解できる女房衆である。この小侍従局という局名を持つ女房衆は従来幕府女房衆にはほとんど確認されず、⁽³⁷⁾局名の由来は不詳である。

義輝期における小侍従局について、フロイスの『日本史』にその記述や評価がみられる。それによれば、正妻ではないが、大いに愛され、「呼び名以外のことでは公方様の正妻と同じように人々から奉仕され敬われていた」という。⁽³⁸⁾このフロイスの評価が正確であれば、小侍従局は幕府内で事実上御台所としてあったといえる。少なくとも女子を二名出産していることは事実であるから、義輝の寵愛を受けていたことに相違ない。

小侍従局の出自については、一次史料からは確認できないものの、同じフロイスの『日本史』によれば進士晴舎の娘という。『晴右公記』には勧修寺晴右が小侍従局への御礼を晴舎に遣わしていることなどから（後述）、両者には直接の繋がりがあったことは相違ない。父とされる晴舎についてフロイスは、「はなはだ高位の殿で、宮廷でもっとも有力者の一人」で「公方様の舅」⁽³⁹⁾と評価している。晴舎は幕府の申次の一員であり、上野信孝と並ぶ義輝側近であった。⁽⁴⁰⁾さらに、永禄三年ころより、上野信孝らと対三好氏担当の大名別申次であったと思しく、⁽⁴¹⁾松永久秀と幕府との交渉も担っていた。

（一）小侍従局の登場

小侍従局が寵愛をうける背景や、小侍従局の奥入りの時期は明確ではない。そこで奥入りの時期に関して、『言継

『言継卿記』に見られる武家御所への参礼の記事を確認すると、永禄三年三月までの言継の参礼先は慶寿院、御台所、春日局にほぼ限定されることが確認される。同年四月より永禄五年まで、『言継卿記』が残存しないため、その間の詳細は不明であるが、永禄六年より永禄の変の発生する永禄八年五月までの間の言継の参礼先を同記より確認すると、この三名に加えて、上臈の佐子局（御さこ）と小侍従局が同記永禄六年正月一日条より確認できるようになる。永禄六年の時点で奥向きでは、この五名が主要な存在として認知されていたといえよう。

『言継卿記』などの一次史料から実際に小侍従局の活動を確認できるようにするのは、この永禄六年以降である。この事実を踏襲すれば、小侍従局が奥向きに入った時期を、永禄三年半ばから永禄五年の間と推測することが可能となろう。生年は不詳だが、少なくとも、この期間内に小侍従局は、奥向きの女性のなかで言継が参礼すべき相手となったことは相違ない。上臈である佐子局が参礼先に含まれているのは理解可能であろう。しかし、側近の娘とはいえ、女房衆のなかでは中臈の一人ではない小侍従局が、何故この時期に奥向きでの地位を確立できたのであろうか。

前述の言継は義晴期より將軍御所に出仕しているが、その際に、義輝期ほど頻度は高くないが、御台所（慶寿院）のほか、上臈では佐子局や一台（対）局、中臈では左京大夫局、義晴乳人宮内卿局などに参礼を行っている。⁽⁴⁾慶寿院や一台（対）局を除き、彼女らは羽田氏が指摘する殿中で申次などを行う女房衆であり、言継は彼女らが奥向きで御礼すべき相手と認識していた。つまり、言継の御礼の対象は將軍の意向を伝達するなど、將軍権力の一端を担う女房衆であつた。

小侍従局の場合、前述のように、義輝側室であつたことを明確に位置づけることが義輝女子の出産から可能性である。一次史料から確認される小侍従局の出産は、永禄七年二月二十四日が最初であり、この時点には側室として実態

が確認できるが、永禄六年初頭時点では言継の参礼からは側室としての実態は確認できない。しかし、將軍権力の一端を担う存在と評価されていたことは相違ないだろう。

ここで何故このような立場になりえたのか推察を加えると、一つの可能性が指摘できる。それは、永禄三年半ばかり永禄五年の期間に義輝の嫡男誕生したことである。永禄五年四月十一日に、義輝の男子輝若丸が誕生しているが生母については不詳であり、⁴³ 関連する記事にも生母に関する記述は確認できない。小侍従局が男子の生母であったと仮定すれば、奥向きでの地位向上の理由が理解されよう。時期的に符合するといはいえ、現状ではこの点を立証することはできないため、可能性を指摘するに留める。

(二) 小侍従局の活動

次に小侍従局の幕府での活動を確認していく。

① 進物の差配

小侍従局発給のものとしては次の史料が確認される。

【史料二】

以上

志んのすゝし 五ひき

白あや 七ひき

わたやまつむき 拾ひき

これハ上の御所へ御進物二候、よろつねんいれられ、来る三日までに、と、のひ候様、申つけられ候へく候、か

しく、

小侍従

(彦部)
ひこへ(雅楽)
うたうたの頭との⁽⁴⁴⁾

これは進物の差配を義輝の側近であつた彦部晴直に対して伝達したものである。『群馬県史』では便宜上永禄四年に収録しているが、この内容のみからでは正確な年次比定はできない。このほか、小侍従局発給とされるものが、軍記物の『室町殿日記』にも確認されるが、その史料の性格上史料批判が必要で、そのまま信用することはできない。⁽⁴⁵⁾

ただし、少なくともこの【史料二】からは、小侍従局が奥向きで実務を担っていたことは相違ない。しかし、この事例のみでは奥向きでの小侍従局の特異性は示されないだろう。

② 殿中での取次

次に殿中での取次について確認するが、殿中での取次行為自体は女房衆の職掌の一つとして従来より確認されるものである。以下、小侍従局の動向が確認できる『言継卿記』をもとに確認していきたい。

永禄七年四月四日条によれば、「武家小侍従殿御局へ、以書状竹公事之事、奉行衆不請取之間、此由可被披露之由申遣了」と、竹公事について、奉行衆が訴状を受理しなかったため、その代替として言継は小侍従局に義輝への披露を依頼している。

次に同年十一月三日条には、「武家之小侍従殿、今御乳人等へ以文、在所御公用之事申候了、小侍従殿へ栗百、進之」と、小侍従局と今御乳人の両名に対して申し入れを行っているほか、小侍従には栗百を進上している。

これに関連して同年十二月十六日条には、「武家へ為御見舞参、御作事御庭等之造等暫見物了、次小侍従局へ罷向、

御公用之事催促申候了」と、続いて十二月二十六日条には「武家に参、以小侍従殿御公用之儀申之、雖無之、尚代官衆に被尋、有之者可被下之由有之」と、言継は複数回にわたり小侍従に対して御公用（内蔵寮領率分か）について義輝への取次を依頼している。

竹公事の事例で注目されるように、小侍従局に対して期待されていたのは、公的なルートで問題が発生したことによる非公式な將軍への披露依頼であった。この場合は公的な訴訟窓口である奉行衆による訴状受理拒否というなかで、言継はその対抗策として小侍従局を介して義輝へ直接訴願する非公式のルートに期待したのであった。

利用する史料が限定されるものの、『言継卿記』に見られる小侍従局への取り次ぎの依頼の多くは、永祿七年以降である。前述のようにこの年の二月に小侍従局は義輝女子を出産しており、他の女房衆よりも義輝に極めて近い側室としての面から、このような義輝への直接の披露が依頼されたと見られる。

『言継卿記』を確認する限り、このような義輝への女房衆による取次行為は小侍従局と春日局が主体であり、他の女房衆には管見の限りほぼ見られない。むしろ、小侍従局が言継の取次を担当していたためで、他の公家衆には他の女房衆が専属的に取次を行っていた可能性は当然であろう。しかし、当時武家伝奏であった勧修寺晴右による『晴右公記』永祿八年三月十八日条には、「公事之儀小侍従殿へ礼之折紙相調、以惣官右衛門進士殿^{（定宗）}まで遣之」や、同年四月三十日条に「今日之御撫物箱以小侍従御房申入訖」と確認できることから、小侍従局が幕府奥向きでの公武間の取次役としての役割も担っていたことを見ることができよう。これらのことから、当時は奥向きには「義輝—小侍従局—（晴舍）」という内々のルートが存在していた可能性が高い。

③贈答（大名との関係）

次に小侍従局への贈答からその立場を検討する。永祿七年二月九日に肥後の相良氏が義輝より官途と偏諱を下賜さ

れた。それに対し將軍上使の桜本坊豪為が肥後に下向し、六月に相良氏より幕府へ御礼⁽⁴⁶⁾がなされた。それに関する目録が次の史料である。

【史料三】

御進物

一、黄金百兩

一、打刀作料黄金貳拾兩

一、慶寿院殿様江黄金拾兩

一、小侍從殿様江黄金五兩

一、細川兵部太輔殿へ黄^(大)合^(藤孝)拾^(金)兩

太刀馬馬代黄金參兩

東彈正忠

以上 長兄(花押)

赤池民部少輔

長住(花押)

深水右馬助

頼金(花押)

^(家為)
桜本坊まいる⁽⁴⁷⁾

この【史料三】から、義輝へは黄金百兩と打刀作料としての黄金二十兩が、奥向きへは、慶寿院(黄金十兩)、小

侍従局（黄金五両）のみに御礼をしていることが確認される。細川藤孝は相良氏担当の大名別申次であり、藤孝にも慶寿院と同額の黄金十両が贈られている。また、宛先の桜本坊豪為は幕府の上使として現地に下向した使僧である。

この御礼目録から注目されるのは、奥向きへの御礼が慶寿院や小侍従局に対してなされているのに反して、御台所への進物がないことであろう。この時期には小侍従局は女子を出産しており、明確に、側室と評価できる立場であった。しかし、側室へ御礼進物があつて正室に御礼進物がないことは通常の御礼としては考えがたい。そのため、この事例での小侍従局の立場については、相良氏への栄典授与に関する、將軍への内々の取次役であつたと想定できる。それならば御台所ではなく小侍従局に御礼進物がなされた理由が理解できよう。

義輝期における相良氏以外の大名より奥向きへの御礼の事例として、大友氏の永禄二年の守護職補任御礼より確認する。大友氏は、天文→永禄年間にかけて、九州の大名のなかではより頻繁に幕府と音信とおこなっていた。特に永禄二年に大友氏は義輝の帰洛祝と同時に、肥後国等守護職補任の御礼を行っている。大友氏担当の大名別申次である大館晴光が大友氏の雑掌を勤める勝光寺に宛てた書状には、次のようにある。

【史料四】

慶寿院殿様 御台様、春日殿へ豊州より御音信之様体、貴寺并光照寺預御談合候、乍憚委細申候、何も珍重存候、慶寿院殿様小上臈文、御台様中臈文□□御留主之事候間、彼文重而進覽可申候、先度金形春日殿御預りにて御座候、御帰□次第自是進覽可仕候、此等之趣、可然様可被仰下事肝要候、可得御意候、恐惶謹言、

（永禄二年）
九月十七日

（大館）
晴光判

勝光寺参侍者御中⁽⁴⁸⁾

すなわちこの文書では、慶寿院と御台所、春日局に対して大友氏よりの音信について、勝光寺と光照寺より担当の

申次である晴光が依頼を受けたこと、勝光寺らに對して、晴光はいずれも珍重なこととし、慶寿院らの侍女の文を勝光寺らに進覽することなどを述べている。この侍女よりの文により、慶寿院らに進物が贈られていることが判明する。

この音信や進物については、慶寿院と御台所、春日局の三名であり、ほかに宮内卿局と思しき人物にも贈られている。⁽⁴⁹⁾ここには小侍従局は確認されないが、前述のように永祿二年時点では奥入りしていないためであろう。

大友氏も奥向きに對して、御台所を進物の対象から外すことはなかったが、相良氏の事例では、この当時相良氏側が慶寿院とともに小侍従局を奥向きの代表者と認識していたことは相違ないだろう。さらにその進上先や進物品については、担当申次である細川藤孝や上使桜本坊の指南が想定されることから、彼等將軍周辺の認識も同様であったと思われる。

④御台所近衛氏との関係

義輝正室である御台所近衛氏との婚姻は永祿元年の義輝帰京の際であるが、後述するように長女（総持寺殿）の年齢から、それ以前に義輝に側室があったことは相違ない。その側室の出自は不明である。そのなかで、御台所は義輝期においてどのような存在であったのであろうか。

幕府内における御台所の影響力については、管見の限り生母慶寿院や側室小侍従局と対照的ではとんど窺うことはできない。そこには義輝との関係も影響しよう。特に義輝と御台所（近衛植家娘）との間の子供は当時の史料からは確認されない。当時の一次史料から確実に確認される義輝の子供は、男子一名と女子三名である。長女は前述の総持寺殿で、御台所との婚姻前の弘治二年誕生しており、ほか二名は前述のように小侍従局との女子である。また、前述のように嫡男輝若丸の生母は不詳である。しかし、義輝の子で前久娘が母とされる耀山が、実は前久娘が誤認であ

り、実際は御台所所生の可能性はある。しかし、それが実子であるか養女であるかは判然としない。⁽⁵¹⁾ 慶寿院が義晴の嫡男義輝をはじめ、複数の男女を出産したのことに対して、御台所は男子の出産や、小侍従局のように複数にわたって出産することはなかった。このことが奥向きでの影響力の一端に関係していたことは相違ないだろう。

『日本史』によれば、フロイスは永禄八年の上洛時、慶寿院と小侍従局に御礼したものの、御台所へ御礼を行っていない。さらに、フロイスは小侍従局を事実上「御台」として扱っており、本来の御台所は『日本史』には登場していない。このことは、当時の小侍従局の影響力の高さを示すものといえる。しかし、出自から小侍従局が御台所になる可能性はなく、あくまでも側室であることは相違ない。また、当時の小侍従局と御台所との関係を管見の史料から確認することはできない。これは、言継の参礼から、両者の居住空間が別にあり、相互に関与することがほとんどなかったためと思われる。なおこのほか、堀川局が御台所付の女房として度々確認され、御台所の奉書の発給も確認される。⁽⁵²⁾ さらに、『言継卿記』の記述から、言継は堀川局にて御台所と対面していることが散見されるため、彼女は御台所付の女房衆として御所内で近侍していたことが確認される。

このように、御台所は慶寿院、小侍従局と対照的に、主体的な政治活動は確認されず、幕府内での存在感が希薄である。また、義輝と良好な関係を示すものはない。しかし、御台所は義輝との親疎に関係なく、あくまでも「足利―近衛体制」を重層的に保証する存在であり、出自・立場からみても御台所としての地位は小侍従局によって侵され得ないものであった。実際両者の確執を示す史料はなく、表面上は協調関係にあったと理解できる。⁽⁵³⁾

小結

以上のように義輝期の小侍従局は、公武の御礼や取次から奥向きで影響力のある重要な立場にあったと理解される

のみでなく、複数の出産などから將軍継嗣の誕生が期待できる存在であった。政治的には春日局のように談合の一員であったことは確認されないが、義輝への訴訟の取次を期待される存在として將軍周辺にあった。これらの小侍従局の活動背景を、側近の女房衆であったためと理解するのか、御台所に準じた側室であったためと理解するのか、またはその両方と理解するのかは即断できないが、小侍従局が奥向きで重要な立場であったことは相違ない。

三、永禄の変と女房衆

永禄八年五月十九日に永禄の変（三好氏による義輝襲撃）が発生した。変の要因については、今まで複数の見解が示されているが、女房衆との関係については具体的に検討されていない。⁽⁵⁴⁾そこで本章では、春日局と小侍従局を中心に女房衆と変との関わりについて検討していきたい。

変当時の將軍御所内での実際のやり取りについては、『言継卿記』や『晴右公記』などの一次史料からは判然としない。襲撃直前に三好氏は義輝側へ訴訟を行っていると言われるが、その内容については、『日本史』のなかに確認されるのみである。『日本史』によれば、三好氏の要求は、「美作殿の娘にあたる夫人、ならびにその他多数の殿たちを殺すべし」というものであったと記述する。つまり、三好氏の要求は小侍従局と義輝側近たちの殺害というものであった。

実際に、御所に出仕していた直臣らが多数殺害されており、慶寿院のほか、義輝実弟の鹿苑院周髷も殺害された。⁽⁵⁵⁾その数日後の二十四日には小侍従局が殺害される。つまり、この襲撃により義輝の血縁に直接連なる人物が死去・殺害されたことになる。一方で御台所は「細川両家記」によれば三好氏が保護し近衛家へ護送したという。実際に『言

『継卿記』の記述には殺害された人物に名前が上がらない。御台所が被害をうけていれば当然注目され日記に記載されるであろう。死去した慶寿院とともに御台所に被害があれば、三好氏と摂関家である近衛家との断交が決定的になってしまうため、三好方が配慮したものと理解できよう。

(一) 変と春日局

義輝側近の女房衆の筆頭と評価できる春日局は足を負傷したものの、⁽⁵⁶⁾ 変のちも三好氏に襲撃されることなく生存していることは注目されよう。さらに慶寿院と後日それに殉じた上臈以外には女房衆での被害者はない。つまり、將軍御所の襲撃にあたって、女房衆など生存した人物は複数名おり、いわゆる皆殺しという状況ではなかった。幕府女房衆のうちでは、小侍従局のみが意識的に三好方に殺害されたことになる。

義輝の死後、春日局は落髪し、陽春院と称し、そのまま京都に居住している。⁽⁵⁷⁾ 義輝死後の春日局邸は、次期將軍候補である義昭派の拠点となっており、洛中での影響力を保持していたと思われる。

変の際には、將軍御所内の慶寿院や春日局の屋敷も焼失しており、さらに春日局の内衆が数名受難死しているため、春日局も襲撃対象であった可能性もある。『日本史』では義輝に関係する人々はすべて殺害され、家財が没収されたという。しかし、春日局はその後も生存していることから、当初より三好氏の襲撃対象であった可能性は低く、襲撃の混乱に巻き込まれたものと理解される。その際のものであるう負傷が前述のように確認される。さらにこの事件により、春日局の御殿は焼失したものの、居処を一条邸の近所に移している。⁽⁵⁸⁾ 山科言継はその屋敷を訪問しており、三好氏の襲撃より潜伏していたわけでもなかった。さらに翌年六月には義晴乳人宮内卿局の旧宅に移転している。⁽⁵⁹⁾

幕府内での役割でいえば春日局も義輝の側近女房衆と位置づけられる。その側近である春日局が殺害されなかったことは、三好氏の襲撃対象が、単純に政治的影響力の上下に関係したものではなかったことを示している。

そこで、春日局が殺害されなかった理由について推察すれば、生存した近衛家出身の御台所同様、春日局は日野家後家で当主後見と公家社会にも属する存在であったためと考えられる。つまり、春日局は義輝乳人であるのと同時に日野家後家という立場でもあり、三好氏は殺害しなかった、もしくはできなかったと理解できる。これは近衛家出身の御台所への対応同様に、三好方が公家社会への配慮したためと理解できよう。

(二) 変と小侍従局の殺害要因

前述のように、『日本史』によれば三好氏の要求には小侍従局の殺害があった。実際に小侍従局は変後の五月二十四日に、「同小侍従殿、久我内之竹村所に被居之處、松山新人物請取之、於智恩院殺害云々」⁽⁶⁰⁾と、逃亡先の久我家内の竹村某のもとに居たところ、発見され捕まり知恩院にて殺害されたという。

ところが、小侍従局と三好氏との直接の接点は一次史料からほとんど確認されない。『日本史』では、小侍従局が当初より三好氏の標的となっていたと記述されるが、小侍従局が懷妊していたことが理由という。しかし、この前述のように直前の四月に女子を出産しているため、これは誤った理解であることが裏付けられる。そのため、『日本史』には他の殺害理由は記されていない。少なくとも、小侍従局が事件後に唯一意識的に殺害されたことは事実であるから、三好氏方に憎悪される対象であったことは相違ない。伊勢貞助の『雑々聞檢書』によれば、三好氏側が永禄八年正月の年頭御礼進物を慶寿院、御台所、春日局に贈ったものの、小侍従局にだけ意図的に贈らなかったとの記述がある。そのため、永禄八年時点で両者に何かしらの確執が生じていた可能性が高い。しかし、春日局が生存しているよ

うに、単に幕府内での政治的影響力の問題とは別個の理由であらう。

そこで当時の小侍従局の位置づけと役割を整理すると、(a) 義輝の側室で女子二名を出産、(b) 義輝側近進士晴舎の娘、(c) 奥向きでの内々の取次、の三点があげられる。(c) の取次は生存した春日局も同様であり、小侍従局に特化できるものではないため、(a) と (b) にその要因が求められよう。

(a) では、義輝の寵愛をうけた小侍従局は、義輝の「夫人」としての側にあり、将来的に後継者となる男子を出産する可能性は高い。小侍従局の殺害について、『日本史』には懐妊がその理由であったとする。しかし、小侍従局は同年四月十七日に女子を出産し、それは周囲に認知されており、産後一ヶ月程度のため懐妊が理由であったとは思われない。

(b) の場合、論者は父とされる晴舎が義輝期の対三好担当の申次の一人でもあったことを指摘した。⁽⁶²⁾『日本史』によれば、変時には三好氏は晴舎を介した公的ルートで義輝に訴訟している。晴舎は、小侍従局殺害を含む三好氏の要求に対して激怒し、回答を拒否して義輝面前で自害しており、その後三好方の襲撃が行われたという。『日本史』の記述を踏まえれば、変における晴舎の立場とその動向は極めて重要であったといえよう。

このことから、義輝と三好氏のそれぞれの連絡には晴舎・小侍従局父子が関係していたと見るべきで、晴舎の職掌から、前述の内々のルートである「義輝―小侍従局―晴舎」に三好氏を含めて、「義輝―小侍従局―晴舎―三好氏」のルートがあったことが想定できよう。つまり、小侍従局は晴舎を介して三好氏と接点を持っていたとみられる。このことを要因として、小侍従局は三好氏より訴訟などを妨害する存在として認識されていたのではないだろうか。三好氏側の要求は、進士氏を含む將軍側近による中間ルートを排除して、直接「義輝―三好」のラインを形成するか、別人に担当を交代させることにあったのではないだろうか。小侍従局は義輝側にあるライン形成の障害として認

識されていたことで殺害要求が出され、変の後三好氏によって実際に殺害されたのであろう。義輝の側近という点では（c）も含まれるため、小侍従局殺害について（b）と（c）の二つの要因に求めることが可能であろう。

小結

以上のように、春日局が公家社会との関係から殺害を免れた一方、小侍従局は武家の進士氏出身であり、そのような配慮の必要がなかったこともあつて意図的に殺害された。小侍従局を義輝の「夫人」であるのと同時に、三好方の排除・襲撃対象であつた將軍側近の一人と理解すれば、三好氏による殺害の要因も理解できる。さらに父とされる晴舎の職掌の一つが三好氏の担当申次である点から、女房衆のなかでも特に三好氏に接する機会の多い立場にあり、この点から彼女が何故殺害されたのか要因を求められよう。現状では変における三好氏の最終的な目的についてはなお結論がでないものの、彼女にその要因の一つが求められることは相違ない。

しかし、春日局が生存したように、変の際における三好氏の幕府女房衆への殺害の有無は幕府内での將軍側近という政治的立場のみで判断されたものではない。さらに結果として、三好氏は変の際に血縁を含む義輝の側近、関係者すべてを殺害したわけではなかったことは三好氏の本来の目的を理解するうえでの注目点となろう。当初の目的である將軍側近の排除は、義輝が死去したことで不要となったといえる。

おわりに

本稿では、義輝期の幕府権力構造説明の一端として、幕府女房衆、特に乳人春日局と側室小侍従局を中心にその政

治的役割や永禄の変との関わりについて検討をしてきた。

すでに明らかになっているように、歴代の將軍には側近女房衆がおり、義輝期も前代義晴期と後代の義昭期同様に女房衆、特に乳人が活躍したことは本論で検討した通りである。義輝期の場合には、乳人春日局や側室小侍従局が側近女房衆と評価できる存在としてあった。特に春日局の場合は、若年（未熟）の義輝を補佐、または義輝に代わり相論を仲裁するなど、当時の幕府内において中心的な女性の一人であった。一方、小侍従局は近衛家との血縁関連がなく、「足利―近衛体制」のなかでは異質の存在ともいえる。しかし、義輝側室として、御台に準じて奥向きでの影響力を有していた存在であったことは注目されよう。この点で義輝期における小侍従局の政治的立場は、当時の「足利―近衛体制」外にありながら、側室という立場で將軍権力を補完した存在であったと評価できる。

義輝期は近衛家の存在が注目されるが、本稿でみたように慶寿院・御台所含む近衛一門のみが義輝を支えていたわけではない。しかし、春日局や小侍従局が近衛一門に相反する存在であったわけでもない。特に春日局は生母慶寿院とも密接に関係していた。嫁入先の日野家は徳大寺家を介して近衛家と遠戚にあり、それを踏まえれば乳人春日局は、広義の「足利―近衛体制」の一員であったと評価できる。

次に、永禄の変での三好氏の襲撃に際して、春日局と小侍従局は対照的な結果となったが、そこから少なくとも義輝周辺での政治的役割と、永禄の変での襲撃対象は必ずしも連結しないことを確認できた。永禄の変時における三好氏の女房衆への処遇については、公家社会に連なる春日局への配慮と、その配慮の必要のない小侍従局とで差異が生じたものと思われる。しかし、三好氏が春日局を襲撃、殺害しなかったことは、その後の將軍継承において間接的に影響があった。それは永禄の変後、春日局宅が反三好方（義昭方）の京都での拠点となったことである。生存した春日局は、その後の畿内の情勢や、義昭の將軍就任にも間接的に影響していたことは注目されよう。このように戦国期

の將軍権力の一端を担う存在として側近女房衆の存在は、義輝期の幕府でも看過できないものであり、義輝政権を支える存在として機能していたといえる。

義輝期將軍権力の実態を理解することは、当時の畿内における三好氏の社会的・政治的な立場を理解するうえでも重要であろう。さらなる義輝期將軍権力の実態については、なお今後の課題としたい。

注

- (1) 拙稿「総論 足利義輝政権の研究」(拙編著『シリーズ室町幕府の研究 4 足利義輝 戎光祥出版、二〇一八年)。そのなかで、義輝政権の主な論点として、三好氏との関係、外戚近衛家、対大名交渉(和平調停・栄典授与)、政所伊勢氏、永禄の変(政変)の五つをあげた。
- (2) 山田康弘「戦国期足利將軍存続の諸要因―「利益」・「力」・「価値」―」(『日本史研究』六七二号、二〇一八年)
- (3) 鈴木智子「室町將軍家の女房について―義政期を中心に―」(『年報中世史研究』二五号、二〇〇〇年)、「東山殿足利義政の政治的位置付けをめぐる」(『日本史研究』三九九号、一九九五年)、設楽薫「將軍足利義晴の嗣立と大館常興の登場―常興と清光院(佐子局)の関係をめぐって―」(拙編著『シリーズ室町幕府の研究 3 足利義晴 戎光祥出版、二〇一七年所収、初出二〇〇〇年)、羽田聡「室町幕府女房の基礎的研究―足利義晴期を中心として―」(拙編著『シリーズ室町幕府の研究 3 足利義晴』所収、初出二〇〇四年)。
- (4) 西島太郎「戦国期末期室町幕府女房所領について」(同『戦国期室町幕府と在地領主』第二部第五章、二〇〇六年、初出二〇〇四年)、拙稿「將軍足利義昭の女房大藏卿局をめぐる」(久野雅司編著『シリーズ室町幕府の研究 2 足利義昭』戎光祥出版、二〇一五年所収、初出二〇一〇年)。
- (5) 田端泰子『乳母の力―歴史を支えた女たち―』吉川弘文館、二〇〇五年。同「室町幕府の女房」(同『日本中世の社会と女性』一―三、吉川弘文館、一九九八年)

- (6) 小谷量子「上杉本洛中洛外図屏風注文者 近衛氏の生涯」(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』二三号、二〇一七年)。
- (7) 菅原正子「春日局と日野家」(同『中世公家の経済と文化』第二部第一章第四節、吉川弘文館、一九九八年、初出一九九三年)。
- (8) 平山敏治郎「春日局考」(『民俗学研究所紀要』二二二号、一九九八年)。
- (9) 同記天文九年六月二十二日条・九月二十八日条など。
- (10) 晴光の父日野内光の実父は徳大寺実淳。維子は実淳娘であり、日野家と近衛家は血縁にある。
- (11) 『尊卑分脈』『弁官補任』。
- (12) 『言繼卿記』天文二十一年(一五五二)九月二十三日条。
- (13) 前掲注7。
- (14) 前掲注6。
- (15) 「御産所日記」(『群書類従』第二十三輯、武家部所収)。
- (16) 『言繼卿記』天文六年正月十九日条。
- (17) 『言繼卿記』永祿八年五月十九日条。
- (18) ただし、この案件には義晴乳人であった宮内卿局の関与も窺われる(『言繼卿記』同年四月一日条)。
- (19) 『鹿苑日録』二四、二六三頁。
- (20) 『言繼卿記』天文十一年三月八日条。この時は義晴からの返答の時期について問い合わせを行っている。
- (21) 弘治三年三月二日付春日局代宛室町幕府奉行人奉書写(『東京大学史料編纂所架蔵写真帳『日野家領文書写』』)。
- (22) 『お湯殿の上の日記』弘治三年十一月二十一日条。永祿元年十二月十七日付幕府右筆方意見状写(同『日野家領文書写』)によれば、長慶による介入の目的の一つは日野家領で可能性も高い。
- (23) 足利義輝御内書案(同『日野家領文書写』)。
- (24) 『続群書類従』第二輯下、神祇部所収。

- (25) 湯川敏治「足利義晴將軍期の近衛家の動向」(同『戦国期公家社会と荘園経済』第一部第四章、続群書類従完成会、二〇〇五年、初出一九九八年)、高梨真行「將軍足利義輝の側近衆―外戚近衛一族と門跡の活動」(拙編著『足利義輝』戎光祥出版、二〇一八年所収、初出一九九八年)など。
- (26) 黒嶋敏「山伏と將軍と戦国大名」(同『中世の権力と列島』第四部第八章、高志書院、二〇一二年、初出二〇〇四年)。
- (27) 桑山浩然「副状」小考―上杉家文書の論旨・御内書をめぐって―(『東京大学史料編纂所報』一七号、一九八二年)。
- (28) 前掲注6。
- (29) 高橋修「日野(裏松)重子に関する一考察―その政治介入を中心として―」(『国史学』一三七号、一九八九年)。
- (30) 『大館常興日記』天文九年九月二十八日条。
- (31) 『大館常興日記』天文十年八月五日条・十一年閏三月十六日条。
- (32) (永祿四年)三月二十八日付伊勢貞助宛伊勢貞孝書状写(『三好筑前守義長朝臣亭江御成之記』『群書類従』第二十二輯、武家部所収)。
- (33) (永祿五年)月日未詳松田藤弘宛左衛門督局奉書案(『大日本古文書家わけ 蜷川家文書』七七四号)。
- (34) 『上井寛兼日記』天正十二年二月十四日条。
- (35) 「万松院殿穴太記」(『群書類従』第二十九輯、雑部所収)など。
- (36) 『言継卿記』同日条。
- (37) 出自は不詳だが、義政期に小侍従局が確認できる(『兼頭卿記』文明十年七月二日条他)。
- (38) フロイス『日本史』二三章(松田毅一・川崎桃太訳、『完訳フロイス日本史』中公文庫、以下同訳)。
- (39) 『日本史』第一八章。
- (40) 拙稿前掲注1参照。
- (41) 「足利義輝側近進士晴舎と永祿の変」(『戦国史研究』七六号、二〇一八年)。
- (42) 『言継卿記』天文六年正月二十八日条、同十二年正月二十七日条、同十四年二月一日条など。
- (43) 『お湯殿の上の日記』同日条。

- (44) 年月日未詳小侍従局消息（『彦部文書』、『群馬県史』資料篇7中世3、二一五五号）。
- (45) 京都大学蔵『室町殿日記』上下巻（京都大学国語国文学資料叢書、臨川書店、一九八〇年）、笹川祥生校注東洋文庫『室町殿物語』全二巻（平凡社東洋文庫（三八〇・三八四）、一九八〇年、それぞれの笹川氏解説を参照）。
- (46) 相良氏將軍家使僧迎接日記（『大日本古文書家わけ 相良家文書』五一二号）。
- (47) 相良氏老中連署進物目録（『大日本古文書家わけ 相良家文書』五一三号）。
- (48) 大館晴光書狀写（東京大学史料編纂所架蔵影写本『大友家文書録』）。
- (49) 大友義鎮宛宮内卿局カ消息写（同『大友家文書録』）。
- (50) 『言繼卿記』永禄六年三月十九日条。
- (51) 「大慈院歴代伝系」（『宝鏡寺文書』）。
- (52) （永禄二年）月日未詳大館晴光宛堀川局消息写（同『大友家文書録』）。
- (53) なお永禄七年二月二十四日の小侍従局の出産のさいに、言繼が見舞いのため御所に仕出したが、慶寿院や御台所は「御取乱」していたとある（『言繼卿記』同日条）。これは小侍従局の出産により奥向きが繁忙していたということより、男子が誕生した場合、嫡男として近衛家を外戚としない將軍後継者となり、「足利—近衛体制」が動揺することに対する近衛家女性不安と捉えることも可能であろう。
- (54) 前掲注1拙稿参照。
- (55) 『言繼卿記』同日条。慶寿院の自害について明記したものは、（永禄八年）五月二十六日付河野通宣宛梅仙軒靈超書狀写（『河野文書』『愛媛県史』一九五一）。ただし、『日本史』では慶寿院は自害しようとしたところ、三好方によって殺害されたという。
- (56) 『言繼卿記』永禄八年六月十九日条。
- (57) 拙稿「永禄の政変後の足利義栄と將軍直臣団」（拙著『戦国期足利將軍家の権力構造』第三部第一章、岩田書院、二〇一四年、初出二〇一二年）参照。
- (58) 『言繼卿記』永禄八年五月二十八日条。

(59) 『言継卿記』 永禄八年六月六日条。

(60) 『言継卿記』 同日条。

(61) 『晴右公記』 では二十三日とある。

(62) 前掲注39拙稿。

(63) 『日本史』、「足利季世記」では義輝に取次後、三好氏に回答せずに自害したと記述している。

【付記】 本稿は平成三〇年度国史学会大会第二部会日本中世史での報告をもとに、加筆修正のうえ再構成し、作成したものである。また、最近馬部隆弘氏が「足利義輝殺害前の三好義継」(『戦国史研究』七八号、二〇一九年)を発表された。本稿の内容に取り込めなかったが、関連するものとして、あわせて参照されたい。